

人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第8号

人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部を改正する規則

人事委員会の事務の専決及び代決規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後				改正前			
（代決の順序） 第3条 正当決裁者が不在のときは、次の表に掲げる順序によりその事務を代決するものとする。				（代決の順序） 第3条 正当決裁者が不在のときは、次の表に掲げる順序によりその事務を代決するものとする。			
代決の 正当 決裁者	第1次	第2次	第3次	代決の 正当 決裁者	第1次	第2次	第3次
事務局長	次長	主務課長	その他の課長	事務局長	次長	主務課長	その他の課長
次長	主務課長	その他の課長		次長	主務課長	その他の課長	<u>主務課の課長補佐</u>
課長	その他の課長			課長	その他の課長	<u>主務課の課長補佐</u>	

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。